

未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず

射水市環境基本計画

[計画対象期間：平成22年度～平成29年度]

概要版



計画策定の背景

環境には、公害、ごみ、自然保護など様々な問題が挙げられます。

それらの中でも、近年では特に、地球温暖化問題が大きく取り上げられており、環境問題は今や地球規模で考え対応しなければなりません。

このような情勢を踏まえ、射水市では循環型社会を基調とし持続可能な社会を構築するため、環境の保全及び創造についての基本理念を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、恵み豊かな環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、射水市環境基本条例（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月から施行しています。

本計画は、条例第11条第1項の規定に基づき策定するもので、市の環境像や目標を設定するとともに、具体的な施策を体系化し、環境の保全と創造に向けて取り組むための長期的な計画です。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画の策定）

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

計画の役割と位置付け

本計画は、条例第3条に規定する4つの基本理念の実現に向け、事業者及び市民が環境保全に向けた行動に自主的かつ積極的に取り組むための指針となるものです。

また、市総合計画における環境分野の個別計画として位置付けられるものであり、市総合計画を環境面において補完するとともに、市の他の計画における環境に関わる分野の基礎計画としても位置付けることができます。

計画の目的

良好な環境を守り育て、恵み豊かな環境を良好な状態で将来の世代に継承していくためには、公害対策等、従来のような規制を基本とする施策だけではなく、市、事業者、市民及び滞在者が共通の認識のもと、地球温暖化対策をはじめとする各種環境施策に協働して取り組み、環境の保全及び創造を積極的に進めていくことが必要です。

本計画は、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場で取組を進める上で、その指針となることを目的として策定します。

計画の対象とする項目

1 生活環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下（地下水位）、土壌汚染、有害化学物質、ごみの不法投棄、病虫害、犬のフン害 など

2 自然環境

動植物、地下水、ため池、森林、里山、河川、海岸、海域 など

3 快適環境

上下水道、公園、緑地、街路樹、水辺空間、街並景観、農地、歴史的文化的資源 など

4 循環型社会

ごみ減量化、資源リサイクル、バイオマスの活用 など

5 地球環境

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、新エネルギー など

6 市民協働

環境保全活動、環境美化活動、環境教育、環境学習 など

計画の実施主体とその役割

市の役割

よりよい環境づくりに向け、地域に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、自らも率先して取組を行います。

また、市民や事業者の環境の保全及び創造に関する自主的な取組に対して支援や助言等を行います。

市民の役割

日常生活からの環境への負荷を低減するため、一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省資源・省エネに積極的に努めます。

また、各種環境施策に積極的に参加・協力します。

事業者の役割

社会的責任を自覚し、事業活動が環境に与える影響が大きいことを深く認識し、事業活動に伴う環境への負荷を可能な限り低減するよう努めます。

また、各種環境施策に積極的に参加・協力します。

滞在者の役割

通学、通勤及び旅行等で本市に滞在する者は、市民の役割に準じ、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、各種環境施策に積極的に参加・協力します。

環境像の設定

射水市の豊かな自然を守り育て、将来の世代へ引き継いでいくため、将来の環境のあるべき姿を『みんなで目指す環境像』として、次のように定めます。

未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず

基本目標及び数値目標

1 健康で安全な生活環境の確保

基本目標

大気、水、土壌等の自然的環境要素を良好な状態に保持し、健康で安全に暮らすことのできる生活環境を確保します。

数値目標

- ◆大気汚染常時観測における大気環境基準の100%達成の維持
- ◆公共用水域における水質環境基準の100%達成の維持
- ◆ごみの不法投棄件数0件

2 人と自然環境の共生

基本目標

野生生物の生息又は生育環境への配慮により豊かな生態系を保持するとともに、希少生物を積極的に保護します。
また、自然を適正に保全し、人と自然環境の共生を図ります。

数値目標

- ◆市民参加による森づくりの年間延べ参加人数を平成29年度末までに200人以上

3 うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

基本目標

身近な緑や水辺に親しむことができる生活空間を確保し、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成と歴史的・文化的環境の保全及び活用等を図り、うるおいとやすらぎのある快適環境の創出を図ります。

数値目標

- ◆公共下水道の整備率を平成29年度末までに100%
- ◆公共下水道への接続率(=水洗化率)を平成29年度末までに90.5%

4 循環型社会の構築

基本目標

資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再使用及び再資源化を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を図ります。

数値目標

- ◆一人一日あたりのごみ排出量を平成 29 年度末までに平成 18 年度と比較して 6.2%以上削減（平成 18 年度：1,054 g）
- ◆リサイクル率を平成 29 年度末までに 23.2%以上（平成 20 年度：20.0%）

5 地球環境の保全

基本目標

省エネルギーへの取組及び新エネルギーの導入等、日常生活や事業活動において環境への影響に配慮した取組を推進することで持続可能な社会を構築し、地球環境の保全を図ります。

数値目標

- ◆一般家庭における太陽光発電システム設置数を平成 29 年度末までに市内の一戸建て住宅数の 5%（約 1,200 戸）以上（平成 20 年度末時点：217 戸）
- ◆公共交通機関（万葉線）の年間利用者数を平成 29 年度までに 125 万人以上（平成 20 年度：114 万 128 人）

6 市民協働による環境の保全及び創造

基本目標

環境の保全及び創造のための取組が、市、事業者及び市民等全ての者が協働して行われるよう、その推進体制を構築するとともに、環境教育・学習を通じて市民等の環境意識の更なる高揚を図り、自主的な環境保全活動が推進されるよう、市民協働による環境の保全及び創造を推進します。

数値目標

- ◆アダプトプログラム登録数を平成 29 年度末までに 70 以上（平成 20 年度末時点：46）
- ◆エコアクション 21 の認証取得事業所数を平成 29 年度までに平成 20 年度末と比較して 40 以上の増（平成 20 年度末時点：13 事業所）

施策の展開及び事業者・市民の取組（おもなもの）

1 健康で安全な生活環境の確保

市は…

- ◎各種環境調査を継続実施し、環境汚染を未然に防ぎます。
- ◎下水道施設の整備と接続を推進する等、公共用水域の水質を保全します。
- ◎市民や関係機関と協力連携して、不法投棄に迅速に対応します。

事業者は…

- ◎野焼きはしません。また、環境基準を満たさない焼却炉は使用しません。
- ◎油の流出事故が発生しないよう日ごろからの管理を徹底します。
- ◎地下水は適正に利用します。

市民は…

- ◎下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置により公共用水域の水質を保全します。
- ◎地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- ◎ペットを飼う場合は、マナーを守ります。

2 人と自然環境の共生

市は…

- ◎開発等を行う時は、野生生物の生息環境への影響が出ないように十分配慮します。
- ◎森林・里山保全の大切さについて周知を図ります。また、森林や里山の保全活動への参加を呼びかけます。

事業者は…

- ◎事業活動に当たっては、野生生物の生息環境への影響が出ないように十分配慮します。
- ◎生態系の保全活動に協力します。
- ◎森林や里山の保全に協力します。

市民は…

- ◎野生の動植物をむやみに採取したり傷つけたりしません。
- ◎外来種の動植物は責任をもって飼育・栽培し、生態系に悪影響を及ぼす行為はしません。
- ◎森林や里山のことを積極的に学習します。

3 うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

市は…

- ◎市民の憩いの場や災害時の避難場所として、さらには生物の生息場所として、公園緑地の整備、保全に努めます。
- ◎健全な水質環境が確保されるよう監視します。
- ◎水辺空間の整備に努めます

事業者は…

- ◎事務所等の周りで緑化に取り組む等、積極的に快適環境の創出に努めます。
- ◎事業活動に伴う排水処理を徹底するとともに、水質管理を実施し排水の監視を行います。

市民は…

- ◎節水や水の再利用を心がけるとともに雨水の有効活用に努めます。
- ◎減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を実践します。
- ◎農地を耕作地として適正に使用していきます。

4 循環型社会の構築

市は…

- ◎ごみの分別と出し方のルールについて周知啓発を徹底します。
- ◎地域の資源回収活動を支援します。
- ◎グリーン購入を推進します。
- ◎バイオマスの利活用の情報提供に努めます。

事業者は…

- ◎容器包装の簡素化に努めます。
- ◎バイオマスの利活用の情報収集や理解を深めるよう努めます。
- ◎バイオマスの利活用を通じた新規事業の展開を積極的に検討し、事業化に努めます。

市民は…

- ◎食事は作り過ぎないように留意し、食べ残しによるごみを極力出さないようにします。
- ◎ごみの分別と出し方のルールを遵守します。
- ◎バイオマスの利活用の学習に努め、理解を深めていきます。

5 地球環境の保全

市は…

- ◎地球温暖化防止射水市役所実行計画の目標達成に向け取り組みます。
- ◎職員のノーマイカー通勤率を高めます。
- ◎太陽光発電等、新エネルギーの普及拡大に努めます。

事業者は…

- ◎従業員のノーマイカー通勤率を高めます。
- ◎事業所敷地への植樹に積極的に取り組みます。
- ◎可能な限り地元産の農産物や魚介類を販売します。
- ◎事業所等への新エネルギー導入に努めます。

市民は…

- ◎射水市地球温暖化防止市民行動計画に基づき、環境保全の取組を実践します。
- ◎エコドライブやアイドリングストップを実践します。
- ◎住居への新エネルギー導入に努めます。

6 市民協働による環境の保全及び創造

市は…

- ◎広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報提供に努めます。
- ◎地域や学校と連携し、環境教育の充実を図ります。
- ◎市民、事業者及び市が連携し、環境問題に取り組む体制を構築します。

事業者は…

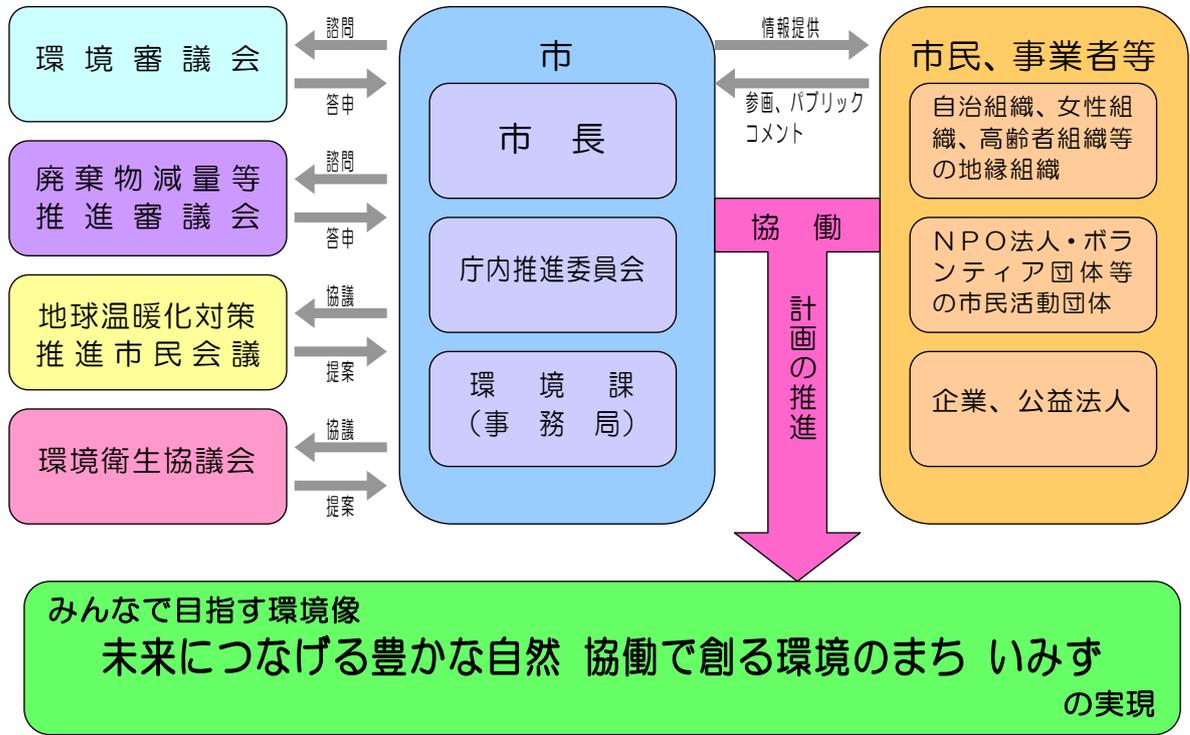
- ◎従業員への環境教育を推進するとともに、従業員の自主的な取組を支援します。
- ◎環境マネジメントシステムの認証取得に積極的に取り組みます。
- ◎地域の環境保全活動へ積極的に参画します。

市民は…

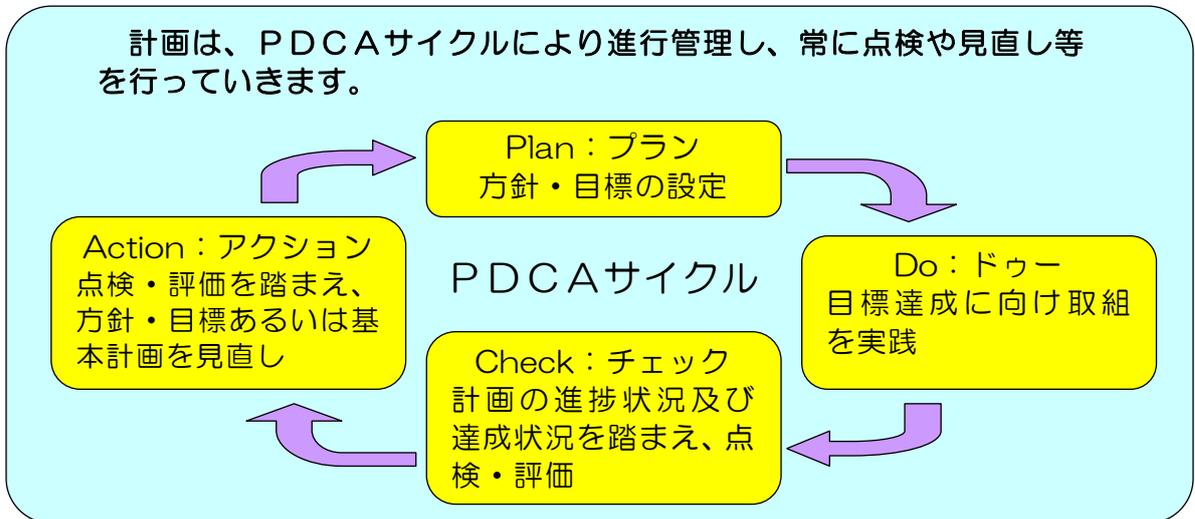
- ◎様々な媒体を活用し自ら環境情報の収集に努めます。
- ◎アダプトプログラムに積極的に参画します。
- ◎自分の住む街に愛着を持ち、地域が主体となった環境保全活動を積極的に行います。

計画の推進と進行管理

1 推進体制



2 進行管理・見直し



射水市環境基本計画(概要版)

発行・編集：射水市市民環境部環境課
〒939-0292 富山県射水市小島703番地
TEL 0766-52-7967 FAX 0766-52-1507
E-mail kankyuu@city.imizu.lg.jp
URL <http://www.city.imizu.toyama.jp/>
発行年月：平成22年3月

